




平成30年5月16日

監査報告書

学校法人光星学院
理事会 御中

学校法人光星学院

監事 浦岡 隆 
監事 藤内 真人 
監事 淡路 俊彦 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人光星学院寄附行為第8条の規定に基づいて、学校法人光星学院の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

1. 監査方法の概要

監査に当たっては、理事会及び評議員会に出席して、業務の決定とその執行状況等の報告を聴取するとともに、重要な書類を閲覧し、監査室との連携協力の下に業務並びに財産の状況について監査を行いました。また、会計監査人との連携を図り監査の報告や説明を受け、計算書類についての検討を行うなど、当初の監査方針にそって必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

2. 監査の結果

学校法人光星学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）並びに財産目録は、当該年度末における財産の状況を正しく表示しており、学校法人の業務並びに財産の状況に関する不正な行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。


平成30年5月16日


監査報告書

学校法人光星学院
評議員会 御中

学校法人光星学院

監事 浦田 隆 

監事 藤内真人 

監事 淡路俊彦 

私たち監事は、私立学校法第37条第3項及び学校法人光星学院寄附行為第8条の規定に基づいて、学校法人光星学院の平成29年度（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）の業務並びに財産の状況について監査を行いました。

1. 監査方法の概要

監査に当たっては、理事会及び評議員会に出席して、業務の決定とその執行状況等の報告を聴取するとともに、重要な書類を閲覧し、監査室との連携協力の下に業務並びに財産の状況について監査を行いました。また、会計監査人との連携を図り、監査の報告や説明を受け、計算書類についての検討を行うなど、当初の監査方針にそって必要と思われる監査手続きを実施いたしました。

2. 監査の結果

学校法人光星学院の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類（資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表）並びに財産目録は、当該年度末における財産の状況を正しく表示しており、学校法人の業務並びに財産の状況に関する不正な行為又は法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めます。